

<企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議6/30/2011自見大臣冒頭あいさつ>
金融担当大臣の自見庄三郎でございます。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会計・監査を巡る諸課題への対応にあたって、委員の皆様には格段のご協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

審議の冒頭に当たり、2点申し上げたいと思います。

1点目は、本日、中間監査基準等につきまして、昨年の年度基準に続き、改訂基準を取りまとめていただくことになっております。委員の皆様方におかれましては精力的なご審議をいただき、感謝申し上げます。

次に「IFRS適用に関する検討」についてであります。

いわゆる「中間報告」の発表後、国内外において様々な状況の変化が起きました。大きな変化は米国を中心とする金融危機、いわゆるリーマンショックの発生でございます。また民主党オバマ政権への交代もございました。

米国では、このような大きな流れを受けて、本年5月26日にSEC（米国証券取引委員会）からIFRS適用に関するスタッフペーパーが発表されております。この中身については、色々な見方があると思いますが、私は米国基準の存続を前提にしている、IFRSを丸呑みするのではなくコンバージェンスの方法による、例えば5-7年の時間をかけて移行する、SECは報告権限を保持するという方針が示されており、IFRSの全面採用から変化が生じているというふうに思っております。

この点については、ウォールストリート・ジャーナル主催のコンファレンス「CFO Network」の中で、シャピロSEC委員長が「IFRS適用を求める米国企業と投資家の声はそれほど多くはない」と語ったと報じられております。

また、例えばインドも一時はIFRSを採用すると言っておりましたが、「農業会計」、「金融商品会計」等は別にするなどIFRS全面アドプションをやめております。また2010年4月に予定していた一部企業への適用は延期になっていると聞いております。

そういったことを受けて、我が国においても産業界から要望書（我が国にIFRS対応に関する要望）が私のところも含めて関係各所に出されております。

また、連合の「2012年度 連合の重点政策」においても「労働者など多様な関係者の利害に資する企業法制度改革と会計基準の実現」との項目で、上場企業の連結財務諸表について IFRS を強制適用することについては当面見送る方針を早期に明確にするという方針が示されております。

また、3月11日に未曾有の災害である東日本大震災が発生をいたしまして、復興に向けた足取りを着実なものにする環境整備が求められるところでございます。

このような内外の情勢の変化を踏まえ、6月21日の会見にて新しい方針を発表致しました。内容はお配りしてある通りですが、補足をさせていただきます。

そもそも、会計基準の国際化の重要性は否定されるものではありません。金融庁としても引き続き会計基準の国際的調和に向けて最大限の努力を払ってまいります。

一方、内外の情勢も激変している中で、臨機応変かつ、慎重かつ柔軟に対応の見直しを行うことが必要と考えております。会計基準の国際的調和そのものが自己目的化し、経済活動が停滞することがあってはなりません。国際的な要請を見極めつつ、国全体の経済活動の活性化との両立を図っていくことが重要です。この点については、先に述べた、米国、インドといった各国も似たような悩みを抱えていると考えており、理解を得られるものと考えております。

また、そもそも、IFRS の強制適用の決定が行われていないにも関わらず、適切な準備期間の精査もなされず、あたかも強制適用が当然の前提であるかのような状況が生じていることが問題でございます。経済活動に対する不要なコスト・負担を生じさせてはなりません。当初は米国の例に倣い3年としておりましたが、適切な準備期間の設定は金融庁として当然の使命であると考えております。今回は、仮に強制適用を行なった場合について、実態に即した5-7年の準備期間の設定を行うこととしたもので、適用の延期ではないことをご理解いただきたいと思っております。また、米国基準の使用期限を2016年3月と定めたことの撤廃を行なうことといたしました。

さらに、米国 SEC がワークプランで対応を進めているように制度の導入を図る者がその必要性、影響を自ら検証、説明するのは当たり前のことです。そもそも、会計制度は国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあります。このような幅広い視点から、ワークプランで導入の利点と影響を広範に検討するとともにラウンドテーブル等を開催し、国民への説明責任を果たしている米国と同様の対応が必要であると考えます

このような状況に鑑み、経済活動に対する不要な負担・コストが発生することがないように必要な措置を講じることに加えて、中間報告で“とりあえずの目標”とされている2012年にとらわれず、総合的に成熟された議論を早急に開始することが、正しい国民理解を得る上で金融庁がなすべきことと考え、今回は政治的な決断として大きく舵を切らせていただきました。

繰り返しになりますが、2009年6月の「中間報告」以降、内外の情勢は激変しており、IFRS適用の検討に際してもさまざまな立場からの活発な議論が行われて参りました。これらの内、中間報告等において議論されてきたものに関わりの深いものがいくつかございます。

そこで、今回の適用の検討にあたっては、中間報告等の見直しをしっかりとっていただきたいと考えております。

まず、国内の任意適用の状況等、中間報告において要検討とされた事項の検証をしっかりと行っていただきたいと考えております。また、問題はここに留まりません。次に、これも中間報告で示された内容ですが、今後のコンバージェンスのあり方についてはIFRSの適用の話と密接に関わります。今後予定される開発費やのれんの基準開発等、会計基準委員会(ASBJ)での活動が今般の内外情勢の変化を踏まえたものとなっていくよう、ASBJの活動に委ねるのではなく、この審議会でコンバージェンスの方向性をしっかりと議論をしていただきたいと考えております。また、税法等との関わり、日本基準の位置づけ、単体開示のあり方を踏まえ、「連結先行」の考えも見直さざるを得ないタイミングに来ているものと考えております。さらに、会計基準適用の前提となる多様な資本市場のあり方、単体開示の廃止といった制度に関わる論点もご議論頂くようお願いいたします。

審議会のこれまでの取組にとらわれず、日本経済が心底元気になるように自由で活発な議論をお願いする次第です。これまで以上に幅広い観点から、委員の皆様方の積極的なご貢献を通じ、ご議論が行なわれることを期待しております。

委員の皆様には、以上申し上げました私の意のあるところを御汲みいただき、宜しく御審議を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

(以上)